

(仮称) 市税事務所設置について

平成26年11月19日

都市経営戦略会議 資料

財政局 税務部 税制課

財政局 債権整理推進部 収納対策課

1. 検討の経緯

「区役所のあり方に関する検討報告書」により提言

平成22年12月に「区役所あり方検討委員会」から出された報告書において、課税徴収事務の集約について提言された。

＜抜粋＞ 区役所のあり方に関する検討報告書（P13）

（3）局等へ集約すべき業務の整理

①課税徴収事務の集約化

今後は新たに設置される組織の効果を踏まえるとともに、一層の効率的・効果的な課税徴収事務を推進するため、現在10区で行っている課税徴収事務を市税事務所に集約すること、また、現在区役所で行っている税証明の発行や税に関する相談などの市民サービスは確保できるようにすることなどを併せて検討すべきです。

2. 目的・方法・スケールメリット

目的

より適正・公平な税務行政の実現

方法

- (1) 財政局における**指揮命令系統の一元化**
- (2) **事務及び人員を集約**
- (3) 区長権限を**市長権限に統一**

スケール メリット

- (1) **効率的な執行体制**の構築
- (2) スキルの平準化による**専門性の向上**
- (3) **収納率向上**及び**収入未済額の圧縮**

3. 設置数

(仮称)市税事務所は2ヶ所に設置

職員の経験や知識の蓄積によるスキルの平準化、レベルアップや情報共有には1ヶ所が最適だが、**施設確保や市民等の利便性の観点**を踏まえ**2ヶ所**の設置が望ましい。

	1ヶ所	2ヶ所	3ヶ所
市民の利便性	×	○	○
集約メリット	○	○	×
施設確保	×	○	×

4. 区役所における市民サービス

窓口業務は区役所に(仮称)税務センターを設置

税証明発行などの市民サービスは維持するため、10区役所に市税事務所の一部組織として(仮称)税務センターを設置する。

税務センター取扱業務

税証明発行

原付自転車(登録・廃車)

税務相談

その他諸手続き

職員派遣による対応業務

個人市民税(申告受付)

固定資産税(縦覧・閲覧)

納税通知書発送後対応

「日曜窓口」対応

5. 場所・設置時期

浦和及び大宮区役所に併設

- (1) 窓口で高額な現金を取扱うため**セキュリティ面を考慮し金融機関の隣接・併設が必須**なため区役所への設置が望ましい。
- (2) 本庁舎の耐震補強工事によるフロア再配置と大宮区役所新庁舎供用開始にあわせ**浦和・大宮区役所に開設**。

